

## D-STAR レピータ局・アナログ(FM)レピータ局等の開設・増設等の募集のお知らせ

430MHz 帯の D-STAR レピータ局および 5600MHz 帯, 10.1GHz 帯のアナログ(FM)レピータ局について、開設・増設等の募集を次の要領で行います。

1. 募集の地域および受付条件などは次ページの表のとおりです。開設・増設等を希望する団体は JARL 業務課(〒170-8073 東京都豊島区南大塚 3-43-1 大塚 HT ビル 6F TEL:03-3988-8749 E-mail:wnc\_s(あつとまーく)jarl.org)へ問い合わせてください。注:上記のメールアドレスは、スパムメール防止のため「@」を(あつとまーく)と表記しています。
2. 今回の募集地域・周波数帯(1200MHz 帯を除く)・モード以外で開設・増設等をご希望の場合や、D-STAR アシスト局の開設をご希望の場合は、業務課までご相談ください。ご相談はいつでもお受けしております(土、日、祝日を除く 09:30~18:00)。
3. 430MHz 帯レピータ装置の空中線電力は 10W 以下です。  
5600MHz 帯および 10.1GHz 帯レピータ装置の空中線電力は 2W 以下です。
4. 申込方法など
  - ① 受付期間 平成 28 年 3 月 14 日～平成 28 年 3 月 28 日
  - ② 申込書類  
500 円分の切手を同封のうえ、業務課まで請求してください。また、申込書類は業務課まで提出してください。
  - ③ 費用負担  
無線局設置に係る費用(レピータ装置はじめ全ての関連機器・設備・置局場所の調達、工事、電力・通信線利用等の費用)並びに、無線局免許手続に係る費用(無線設備の保証料、国に納める手数料)の実費、および新たに開設を希望する場合は電波利用料の前納額(5 年分)を負担していただきます。
  - ④ その他  
申込書類などを提出されてもワイヤレスネットワーク委員会で審査した結果、レピータ局等の開設・増設等が承認されない場合や、既設レピータ局の同意書取得などの条件が付く場合があります。  
開設等の承認通知後、6 カ月を経過しても工事が落成しない場合は、連盟が定めるレピータ局等の規程・規約に基づきその承認を取り消すことがあります。また、運用開始後に既設のレピータ局にダブルアクセス・混信・抑圧等を与えた場合は、自己の責任で解決することとしますので、あらかじめご了承願います。  
なお、※印を付してある募集地域について、複数の申出があった場合は調整させていただきます。

〈次ページに続く〉

## ● D-STAR レピータ局の募集地域と受付条件など

周波数帯・モード	募集地域	受付条件など
430MHz 帯 A 周波数帯 DV モード	【関東地方】 ※神奈川県横浜市港南区上大岡東 ※茨城県常陸大宮市山方  【東海地方】 ※岐阜県郡上市高鷲町 ※愛知県半田市星崎町  【九州地方】 ※福岡県福岡市南区大楠 ※大分県別府市大畑 ※宮崎県延岡市吉野町  【東北地方】 ※福島県郡山市桑野 ※福島県須賀川市あおば町 ※福島県伊達市箱崎  【信越地方】 ※長野県長野市篠ノ井布施高田	①募集地域の既設レピータ局で、募集の周波数帯・モードでの増設を希望する団体。 ②募集地域・周波数帯・モードで新たに開設を希望する団体。 ③既設のレピータ局に D-STAR レピータ装置を増設する場合、または既設のレピータ局の近傍に開設・増設する場合は、干渉軽減の措置を示す資料を提出していただくことがあります。

## ● アナログ(FM)レピータ局の募集地域と受付条件など

周波数帯	募集地域	受付条件など
周波数帯 (出)5765MHz～ 5770MHz	【東海地方】 ※愛知県額田郡幸田町深溝	①募集地域の既設レピータ局で、募集の周波数帯での増設を希望する団体。 ②募集地域・周波数帯で新たに開設を希望する団体。 ③の申出がある場合は、増設を優先します。
周波数帯 (出)10.245GHz～ 10.250GHz	【東海地方】 ※愛知県額田郡幸田町深溝	③使用可能な周波数が設置申込書の所定の欄に記入してあり、その周波数が既設または開設準備中のレピータ局に混信(レピータ局の同時アクセス、発射電波による混信・抑圧)を与えないことを調査し確認していること。

### 【参考】

430MHz 帯のレピータ周波数の区分は次のとおりです。

A 周波数帯:原則として直轄局、計画局、D-STAR(DV モード)、新方式の局に割り当てられている周波数帯。

B 周波数帯:原則として団体局に割り当てられている周波数帯。